

指数表（保育の利用基準表）

※令和9年4月入所の選考から適用

参考として、令和8年4月一次入所の施設毎の入所最低指数一覧表をホームページで公表しています。（右のQRからアクセス可）



基本指数（注）利用基準表に関する証明の提出がない場合、その他10点扱いとします。

保育に当たる保護者の状況			指数	利用期間	
類型	細 目（※ 1）				
就 労 （※ 2）	①就労	月 160 時間以上の就労を常態（月 20 日かつ日中 8 時間等）	30	最長で 就学前まで	
		月 120 時間以上の就労を常態（月 20 日かつ日中 6 時間、月 16 日かつ日中 8 時間等）	28		
		月 96 時間以上の就労を常態（月 16 日かつ日中 6 時間、月 12 日かつ日中 8 時間等）	26		
		月 64 時間以上の就労を常態（月 16 日かつ日中 4 時間、月 12 日かつ日中 6 時間等）	24		
		月 48 時間以上の就労を常態（月 16 日かつ日中 3 時間、月 12 日かつ日中 4 時間等）	22		
	②就労内定	月 160 時間以上の就労を常態（月 20 日かつ日中 8 時間等）	20	1 か月	
		月 120 時間以上の就労を常態（月 20 日かつ日中 6 時間、月 16 日かつ日中 8 時間等）	19		
		月 96 時間以上の就労を常態（月 16 日かつ日中 6 時間、月 12 日かつ日中 8 時間等）	18		
		月 64 時間以上の就労を常態（月 16 日かつ日中 4 時間、月 12 日かつ日中 6 時間等）	17		
		月 48 時間以上の就労を常態（月 16 日かつ日中 3 時間、月 12 日かつ日中 4 時間等）	16		
求 職	③求職中、 求職未定	求職中・月 48 時間に満たない就労（内定者を含む）	10	3 か月	
出 産	④出産（※ 3）	出産の前後で休養を要するために保育ができない場合	22	出産予定月 を中心に 5 か月以内	
傷 病	⑤傷病	入院（概ね 1 か月以上） ※入院予定を含む	30	最長で 就学前まで	
		常時臥床、精神性、感染性	30		
		常時臥床、精神性、感染性以外で、日常生活に著しく支障があると認められるもの	27		
		一般療養	20		
心身 障がい	⑥心身障がい	身体障害者手帳 1、2 級・愛の手帳 1、2、3 度・精神障害者保健福祉手帳 1、2、3 級	30		
		身体障害者手帳 3 級・愛の手帳 4 度	26		
		身体障害者手帳 4 級	24		
看護・介護	⑦看護・介護	要介護 3～5・重度心身障害者（※）の介護・看護 ※身体障害者手帳 1，2 級・愛の手帳 1，2，3 度・精神障害者保険福祉手帳 1. 2. 3 級	30		
		上記以外の介護・看護、通所・通院・入院の付き添い	30～10		
両親不存在	⑧両親不存在	両親がともにいない場合（収監、施設入所等により保育できない場合を含む）	30		
災 害	⑨災害	火災等の家屋の損害、その他災害復旧のため保育に当たることができない場合	30		
特 例	⑩特例	就学、技能取得のため保育ができない場合	30～10		
		区長があきらかに保育に当たることができないと認める場合（行政上必要と判断する事項に限る）	30～10		

（※1）利用基準表において「細目」が2項目以上に該当する場合は、最も高い指数の項目を当該保護者の状況として算定します。ただし、指数の合算ができる場合がありますので、該当する要件の書類をそれぞれご用意ください。

（※2）・就労時間は、休憩時間を含む拘束時間です。通勤時間は含みません。

・就労は、「就労証明書」に記載のある正規の勤務日数・時間に対し直近3か月の勤務実績が満たしている場合にその細目の指数がつきます。**正規の勤務日数・時間は、就労証明書の「6. 就労時間」で確認します。**

・実績は、直近3か月の実績のうち、最も高い選考指数がつく実績を採用します。

・実績が正規の勤務日数・時間に足りない場合、実績の細目まで減算する場合があります。

・実績が正規勤務日数・時間を超えていても、正規勤務日数・時間に該当する指数以上の点はつきません。

（※3）保護者が就労中の場合であっても、入所希望月の1日時点で産前産後休暇中であり、休暇後、復職せず育児休業を取得する場合は、出産の指数に該当します。また、入所希望月の1日時点で産前産後休暇中であっても、産後休暇後、即復職の場合は就労の指数に該当します（復職証明書の提出が必須となります）。

調整指数

次の各号に該当する場合には、保育の利用基準表の基本指数に、各号に定める指数を加算又は減算します。

※区外在住世帯（転入予定者を除く）には加算の調整指数は適用しません。

（１）保護者個人にかかわる調整指数

番号	条 件	詳 細 条 件	指数
個①	保護者が次の手帳を持っている場合 【身体障害者手帳】１・２級 【愛の手帳】１・２・３度 【精神障害者保健福祉手帳】１・２・３級	- 手帳のコピーの提出が必要。 - 基本指数が「⑥心身障がい」以外の場合にも適用する。 - 個②、個③とは重複しない。	3
個②	保護者が次の手帳を持っている場合 【身体障害者手帳】３級 【愛の手帳】４度	- 手帳のコピーの提出が必要。 - 基本指数が「⑥心身障がい」以外の場合にも適用する。 - 個①、個③とは重複しない。	1
個③	保護者が、常時臥床、精神性、感染性の傷病である場合、または、概ね１か月以上入院している、もしくは入院予定の場合	- 基本指数が「⑤傷病」の「常時臥床、精神性、感染性」もしくは「入院」の場合に加算する。基本指数が「⑤傷病」以外の場合には適用しない。 - 個①、個②とは重複しない。	1
個④	いずれかの保護者が育児休業中である場合（育児休業の対象となる児童に限る）	- 入所後、入所月の翌月１日までの復職が必須。 - 両親ともに育児休業中の場合も、１点のみ加算する。 - 基本指数が「就労」の場合のみ適用する。	1
個⑤	いずれかの保護者が保育士・保育教諭・幼稚園教諭・看護師として右記の施設に勤務が内定している場合、又は育児休業中であり復職予定での申込みの場合（就労証明書での証明が必要）	【対象となる施設】板橋区内の認可保育園・認証保育所・認定こども園・小規模保育施設・幼稚園（長時間預かり保育実施園に限る）・事業所内保育事業・家庭的保育事業・定期利用保育事業・企業主導型保育事業を実施している保育施設 - 両親ともに条件に該当する場合も、２点のみ加算する。	2
個⑥	入所月の初日までに板橋区へ転入予定がなく、勤務地が板橋区にある場合		-1
個⑦	入所申込み締切日現在、勤務実績が１か月未満の者である場合	前職の退職日から１か月以内に転職している場合、適用しない（前職の退職日が確認できる書類の提出が必要）。	-3
個⑧	入所月の初日までに転入予定なしで勤務地なしの場合		-4

（２）保護者世帯にかかわる調整指数

番号	条 件	詳 細 条 件	指数
世①	ひとり親世帯又は両親不存世帯の場合	戸籍謄本等の証明が必要。離婚調停等も可。	6
世②	生活保護世帯・中国残留邦人等の支援制度を受けている世帯	証明書が必要	2
世③	入所を希望する児童が、里親制度（養子縁組）を利用している場合	証明書が必要	2
世④	入所を希望する児童を、認可外保育施設・ベビーシッター（親族以外の個人を含む）・一時保育・定期利用保育・空き保育室・事業所内保育園（従業員枠）・多様な他者との関わりの機会創出事業などに所定の実績以上預けていて、条件を満たす場合 ※区内の事業所内保育園（従業員枠）、空き保育室を利用の場合、区で在籍を確認できるため、「保育施設等在園証明書」の提出は不要。	- 申込み締切日時時点で、１か月以上利用していて、１か月に１２日以上かつ１日に４時間以上、預けていることを常態とする。 - 申込み締切日までに「保育施設等在園証明書」による証明の提出が必要。 - 育児休業中での申請の場合は、申込み締切日時時点で対象児童の育児休業からの復職が必要（個④の育児休業中の加点と重複しない）。	2
世⑤	入所を希望する児童を、職場同伴または祖父母や親族に預けて就労・就学・介護・看護している場合	- 申込み締切日時時点で、就労・就学・介護・看護していること。 - 個④、世④、世③とは重複しない。	1
世⑥	前年度住民税非課税世帯（生活保護世帯を除く）		1
世⑦	入所を希望する児童が、要支援児保育の対象となる場合		5
世⑧	入所を希望する児童が双生児以上である世帯	当該児童に係る入所に限る。	1
世⑨	入所申込み締切日かつ入所月時点において、未就学児が２人いる世帯	- 入所月時点できょうだいが未就学児である場合に限る。 - 出生前児童の申込みをしている世帯にも適用。出産要件での申込み世帯は除く。	2
世⑩	入所申込み締切日かつ入所日時点において、未就学児が３人以上いる世帯	- 入所月時点できょうだいが未就学児である場合に限る。 - 出生前児童の申込みをしている世帯にも適用。出産要件での申込み世帯は除く。	5
世⑪	身体障害者手帳、愛の手帳もしくは精神障害者保健福祉手帳の交付又は要介護３・４・５（在宅介護に限る。）の認定を受けている同居の家族（当該児童又は保護者を除く。）がいる世帯	- 手帳のコピーの提出が必要。 「同居」とは、住民基本台帳上の住所が同一であることをいい、同居所別世帯の場合や、二世帯住宅の場合も「同居」となる。	1
世⑫	きょうだいが在園児又は卒園児（以下「在園児等」という）であって、当該在園児等に係る保育料又は延長保育料のいずれかが入所申込み締切日において正当な理由なく延べ３か月分以上滞納している場合		-10
世⑬	入所を希望する児童を、板橋区外の認可保育施設に預けている場合	板橋区に転入予定で申請の場合、「保育施設等在園証明書」による証明が必要。先行利用調整対象児童は除く。	1

同一指数世帯の優先順位

同じ指数となった場合は、以下の優先順位によって入園順位を決めます。

番号	条 件	
優①	板橋区在住（転入予定者を含む）	
優②	ひとり親世帯	
優③	保育の利用基準が高い者 ※選考指数が同一指数となった場合、基本指数が上位である方が優先となることをいう。 【例】基本指数点60点の世帯 > 基本指数58点＋調整指数2点で60点の世帯	
優④	保育料の滞納がない者	
優⑤	保育に当たる保護者の状況が傷病・心身障がい、看護・介護、両親不存在、災害の順	
優⑥	生活保護世帯・里親制度を利用している世帯・中国残留邦人等の支援制度を受けている世帯	
優⑦	当該児童が身体障がい者等に関する項目に該当	
優⑧	身体障害者手帳、愛の手帳もしくは精神障害者保健福祉手帳の交付又は要介護3、4、5（在宅介護に限る）の認定を受けている同居の家族（当該児童又は保護者を除く）がいる世帯 ※「同居」とは、住民基本台帳上の住所が同一であることをいい、同住所別世帯の場合や、二世帯住宅の場合も「同居」となる。	
優⑨	保護者のどちらかが単身赴任の場合 ※「就労証明書」への記載が必要で、会社命令による場合のみ対象。出張、自己都合の場合は該当しない。 自営業の場合は、居住実態確認書類と委託期間及び履行場所が記載された委託契約書が必要。	
優⑩	養育している未就学児の子どもの人数の多い者	申込希望年度の3月31日現在の学年又は満年齢で決まります。 ※別世帯で扶養しているお子さんがいる場合は、保育サービス課入園相談係までご相談ください。
優⑪	養育している小学3年生以下の子どもの人数の多い者	
優⑫	養育している小学6年生以下の子どもの人数の多い者	
優⑬	養育している18歳以下の子どもの人数の多い者	
優⑭	保育にあたる保護者の状況が就労（内職は除く）、出産、求職内定、就学、求職未定の順	
優⑮	保護者の経済的状況（前年度住民税の所得割額※）が低位の者（証明がある者が優先）	

※【住民税の所得割額】

●「所得割額」に「税額控除」を足した金額です。

●税額控除とは、寄附金税額控除、住宅借入金等特別税額控除、配当控除、外国税額控除、配当割・株式等譲渡所得割額控除のことです。

